

防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号）第51条の規定に基づき、航空自衛隊の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する達を次のように定める。

平成17年3月31日

航空幕僚長 空将 吉田 正

改正	平成18年	3月24日	航空自衛隊達第14号
	平成19年	1月5日	航空自衛隊達第1号
	平成19年	8月31日	航空自衛隊達第38号
	平成20年	12月1日	航空自衛隊達第36号
	平成23年	8月15日	航空自衛隊達第32号
	平成24年	4月9日	航空自衛隊達第32号
	平成28年	11月28日	航空自衛隊達第55号
	平成29年	5月30日	航空自衛隊達第24号
	平成30年	5月28日	航空自衛隊達第13号
	平成31年	4月1日	航空自衛隊達第21号
	令和2年	3月26日	航空自衛隊達第23号
	令和3年	2月17日	航空自衛隊達第4号
	令和3年	3月17日	航空自衛隊達第18号
	令和4年	3月31日	航空自衛隊達第37号

航空自衛隊の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する達（登録報告）

目次

第1章 総則（第1条—第4条の3）

第2章 保有個人情報の特定に関する協力（第5条）

第3章 保有個人情報の開示（第10条の2—第21条）

第4章 保有個人情報の訂正（第21条の2—第30条）

第5章 保有個人情報の利用停止（第30条の2—第38条）

第5章の2 行政機関等匿名加工情報の提供（第38条の2—第38条の4）

第6章 雑則（第39条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛隊における保有個人情報についての開示、訂正及び利用停止請求者からの開示、訂正及び利用停止請求並びに行政機関等匿名加工情報の提供を適正かつ迅速に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 編合部隊、編制部隊及び機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊入間病院を含む。）をいう。
- (2) 航空自衛隊個人情報保護室 航空幕僚監部総務部総務課情報公開・個人情報保護室をいう。
- (3) 空幕開示担当課 航空幕僚監部の課、科学技術官、総括副監理監察官、次席法務官、次席衛生官、総務部総務課広報室、総務部総務課基地対策室、人事教育部人事教育計画課教育室及び装備計画部整備・補給課輸送室（以下「空幕各課等」という。）をいう。
- (4) 空幕訂正担当課 空幕各課等をいう。
- (5) 空幕利用停止担当課 空幕各課等をいう。
- (5)の2 空幕提供担当課 空幕各課等をいう。
- (6) 保護管理者 防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）第11条及び航空自衛隊における保有個人情報等の安全管理等に関する達（令和4年航空自衛隊達第40号。以下「空自達」という。）第6条に規定する保護管理者をいう。
- (7) 開示意見等に関する事務 開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨（以下「開示不開示」という。）の検討並びに事案の移送を行う旨、当該保有個人情報の開示不開示の検討に当たって第三者に意見提出の機会を求める旨、開示決定等の期限の延長を求める旨及び開示決定等の期限の特例の適用を求める旨の協議調整に関する事務をいう。
- (8) 訂正意見等に関する事務 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨（以下「訂正不訂正」という。）の検討並びに事案の移送を行う旨、訂正決定等の期限の延長を求める旨及び訂正決定等の期限の特例の適用を求める旨の協議調整並びに訂正の実施に関する事務をいう。
- (9) 利用停止意見等に関する事務 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする又は利用停止をしない旨（以下「利用停止不停止」という。）の検討並びに利用停止

決定等の期限の延長を求める旨及び利用停止決定等の期限の特例の適用を求める旨の協議調整並びに利用停止の実施に関する事務をいう。

(10) 開示担当課室 内部部局において、所掌事務に応じて個別の保有個人情報の事案の移送、第三者に対する意見書提出の機会付与、開示決定等、開示決定等の期限の延長及び開示決定等の期限の特例の適用を行う課、室又はこれらに準ずるものをいう。

(11) 訂正担当課室 内部部局において、所掌事務に応じて個別の保有個人情報の事案の移送、訂正決定等、訂正決定等の期限の延長、訂正決定等の期限の特例の適用及び訂正の実施を行う課、室又はこれらに準ずるものをいう。)

(12) 利用停止担当課室 内部部局において、所掌事務に応じて個別の保有個人情報の利用停止決定等、利用停止決定等の期限の延長、利用停止決定等の期限の特例の適用及び利用停止の実施を行う課、室又はこれらに準ずるものをいう。

(12)の2 提供担当課室 内部部局において、所掌事務に応じて個別の行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務を行う課、室又はこれらに準ずるものをいう。

(航空自衛隊個人情報保護室)

第3条 航空自衛隊個人情報保護室は、航空自衛隊における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求並びに行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務及び総合調整を行い、機関等個人情報保護責任者を補佐するものとする。

(空幕開示担当課)

第4条 空幕開示担当課は、航空自衛隊における保有個人情報の開示請求に係る事務のうち、個別の保有個人情報に係る開示意見等に関する事務を行うものとする。

(空幕訂正担当課)

第4条の2 空幕訂正担当課は、航空自衛隊における保有個人情報の訂正請求に係る事務のうち、個別の保有個人情報に係る訂正意見等に関する事務を行うものとする。

(空幕利用停止担当課)

第4条の3 空幕利用停止担当課は、航空自衛隊における保有個人情報の利用停止請求に係る事務のうち、個別の保有個人情報に係る利用停止意見等に関する事務を行うものとする。

(空幕提供担当課)

第4条の4 空幕提供担当課は、航空自衛隊における行政機関等匿名加工情報の提供に係る事務のうち、所掌事務に応じて、個別の行政機関等匿名加工情報の提供に係る意見等に関する事務を行うものとする。

第2章 保有個人情報の特定に関する協力

(保有個人情報の特定に関する協力)

第5条 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省本省の保有する個人情報の開示、訂正及び利

用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第34号。以下「訓令」という。）第6条の規定に基づく個人情報保護室からの要請に応じて、航空自衛隊における保有個人情報の情報提供に関する協力を行うものとする。

- 2 航空自衛隊個人情報保護室は、開示、訂正及び利用停止請求に係る保有個人情報の特定に資するため、保護管理者に情報提供に関する協力を求めることができる。

第6条から第10条まで 削除

第3章 保有個人情報の開示

（開示請求の補正）

第10条の2 航空自衛隊個人情報保護室は、開示請求書に記載されている内容に形式上の不備等があると認められる場合には、訓令第4条第4項に規定する防衛省個人情報保護室（以下「防衛省個人情報保護室」という。）に補正に関する依頼を行うものとする。

- 2 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から補正依頼の要請があった場合には、航空自衛隊における保有個人情報に関する開示請求について、相当な期間を定めて開示請求者に対し、補正を求めるものとする。

- 3 前項の規定により開示請求者に補正を求めたにもかかわらず、応答がない場合には、航空自衛隊個人情報保護室は、速やかに防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

- 4 開示請求者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の記載に不備があり開示請求者と連絡がとれず補正の事務処理を行うことが困難であるときも前項と同様とする。

（保有個人情報の探索等）

第10条の3 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から開示請求書の写しの交付を受けた場合には、航空自衛隊における保有個人情報の探索及び保護管理者の検索を実施するものとする。

- 2 航空自衛隊個人情報保護室は、前項に規定する探索を実施するため保護管理者に対し、別紙様式第1により開示請求書の写しを送付し、協力を求めるものとする。

- 3 航空自衛隊個人情報保護室は、開示請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認するために、当該保有個人情報の写しの提出を保護管理者に求めるものとし、当該保護管理者は別紙様式第2によりこれを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報が「注意（人事）」に指定された文書（以下「「注意（人事）」文書」という。）に含まれ、取扱者を限定する必要がある場合又は秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）その他の秘密の保護に関する定めにおいて、秘密に該当する文書（以下「秘密文書」という。）に含まれている場合には、保護管理者は、次条第1項の規定により事務の指定を予定する空幕開示担当課に提出するものとする。

- 4 航空自衛隊個人情報保護室は、開示請求に合致すると考えられる保有個人情報及び保護

管理者を確認した場合には、別紙様式第3により防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。ただし、前項ただし書により事務の指定を予定する空幕開示担当課に提出された保有個人情報については、当該空幕開示担当課が確認を行い、防衛省個人情報保護室に通知するとともに、航空自衛隊個人情報保護室に連絡するものとする。

(事務の指定)

第10条の4 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から開示請求の事案について事務の指定を受けた場合には、別紙様式第4により速やかに空幕開示担当課を指定するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室は、前項による当該事務を行う空幕開示担当課を指定後、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

(部隊等への通知)

第10条の5 航空幕僚長は、開示請求に係る保有個人情報を保有する保護管理者が特定されたとき、又は開示請求に係る保有個人情報は保有していないが、当該保有個人情報を作成し、若しくは取得する可能性のある保護管理者が特定されたときは、当該保護管理者の所属する部隊等の長に対し、別紙様式第5によりその旨を通知するものとする。

(特定後の保有個人情報の提出)

第10条の6 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第16条の規定に基づき、防衛省個人情報保護室から保有個人情報の特定の通知を受けた場合には、開示担当課室及び防衛省個人情報保護室に当該保有個人情報の写しを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報が「注意(人事)」文書に含まれ、取扱者を限定する必要がある場合には、空幕開示担当課は航空自衛隊個人情報保護室の要請に応じ当該保有個人情報の写しを提出するものとする。

2 空幕開示担当課は、保有個人情報が秘密文書に含まれ、開示担当課室が明らかである場合には、空幕開示担当課から開示担当課室へ保有個人情報の写しを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報の写しを提出するに当たって、写しの作成が容易ではなく、業務に支障を生じさせずに提出することが可能な場合には、原本をもって写しに代えることができる。

(部隊等の開示不開示検討)

第11条 部隊等の長は、第10条の5に規定する通知に基づき、開示請求に係る保有個人情報の存在、不存在及び開示不開示について、検討を行うものとする。

2 部隊等の長は、開示請求に係る保有個人情報の開示意見等に関する事務について、当該部隊等の長を補佐する部課等(以下「部隊等開示担当部課」という。)を指定するものとする。

(事案の移送)

第12条 部隊等開示担当部課は、開示請求に係る保有個人情報に訓令第17条第1項に規定する移送が必要と判断する場合には、速やかに空幕開示担当課に必要とする理由を通知するものとする。

2 空幕開示担当課は、開示請求に係る保有個人情報に訓令第17条第1項に規定する移送が必要と判断する場合には、速やかに航空自衛隊個人情報保護室に必要とする理由を通知するものとする。

3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項の通知を受けた場合には、必要により、速やかに該当する開示担当課室に通知するものとする。

(第三者意見聴取)

第13条 部隊等開示担当部課は、開示請求に係る保有個人情報が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第86条の規定に照らし、第三者に対して意見提出の機会を与える必要があると判断した場合には、速やかにその旨及び必要とする理由を空幕開示担当課に通知し、意見聴取の必要性につき協議するものとする。

2 空幕開示担当課は、法第86条の規定に照らし、第三者に対して意見提出の機会を与える必要があると判断した場合には、速やかにその旨及び必要とする理由を航空自衛隊個人情報保護室に通知し、意見聴取の必要性につき協議するものとする。

3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項による協議の結果、意見聴取が必要と判断したときは、速やかに該当する開示担当課室に通知するものとする。

(部隊等の長の開示不開示検討結果の上申)

第14条 部隊等の長は、開示請求に係る保有個人情報が不存在であると判断した場合には、速やかに別紙様式第6に定める開示請求対象保有個人情報不存在報告により航空幕僚長(空幕開示担当課の長気付)に報告するものとする(01-U98-AR(D))。

2 部隊等の長は、開示請求に係る保有個人情報についての開示不開示の検討の結果を別紙様式第7に定める開示請求に係る保有個人情報の開示不開示意見上申書により航空幕僚長(空幕開示担当課の長気付)に上申するものとする。

3 部隊等の長は、第1項の報告及び前項の上申を行う場合には、当該部隊等の長の上級部隊等の長を経由するものとする。

4 部隊等の長は、第2項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報について、空幕開示担当課が直接開示不開示の検討を行うことが適当であると判断するものについては上申を省略することができる。

(保有個人情報の送付)

第15条 部隊等の長は、前条第2項の規定により上申する場合には、開示請求に係る保有個人情報の写しを添付し、不開示と判断した部分を明らかにするものとする。

2 開示請求に係る保有個人情報が秘密文書である場合には、当該保有個人情報の秘密に該

当する部分を区分して除いた文書を添付するものとする。

(開示決定等期限の延長)

第16条 部隊等開示担当部課は、法第83条第2項に規定する開示決定等の期限の延長を行う必要があると判断した場合には、速やかに空幕開示担当課に必要とする理由を通知するものとする。

2 空幕開示担当課は、法第83条第2項に規定する開示決定等の期限の延長を行う必要があると判断した場合には、速やかに航空自衛隊個人情報保護室に必要とする理由を通知するものとする。

3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項の通知により又は自らが法第83条第2項に規定する開示決定等の期限の延長を行う必要があると認める場合には、速やかに該当する開示担当課室に対し通知するものとする。

(開示決定等期限の特例)

第17条 部隊等開示担当部課は、法第84条に規定する開示決定等の期限の特例を適用する必要があると判断した場合には、速やかに空幕開示担当課に必要とする理由を通知するものとする。

2 空幕開示担当課は、法第84条に規定する開示決定等の期限の特例を適用する必要があると判断した場合には、速やかに航空自衛隊個人情報保護室に必要とする理由を通知するものとする。

3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項の通知により又は自らが法第84条に規定する開示決定等の期限の特例を適用する必要があると認める場合には、該当する開示担当課室に通知するものとする。

(空幕開示担当課の開示不開示等の検討)

第18条 空幕開示担当課は、第10条の4第1項に規定する事務の指定に基づき開示請求に係る保有個人情報の存在不存在及び開示不開示の検討を行うものとする。

2 空幕開示担当課は、前項の検討を行う場合には、航空自衛隊個人情報保護室、空幕各課等、開示担当課室その他関係機関と必要な協議及び調整を行うものとする。

3 空幕開示担当課は、第1項に規定する検討結果を別紙様式第8又は別紙様式第9により速やかに航空自衛隊個人情報保護室に通知するものとする。ただし、当該保有個人情報が「注意(人事)」文書又は秘密文書に含まれ、空幕開示担当課以外が取り扱うことが不適當であると判断した場合は通知しないものとする。

4 空幕開示担当課は、前項の通知の際に、開示請求に係る保有個人情報の写しを添付し、不開示と判断した部分がある場合には、当該部分を明らかにするものとする。

(意見照会)

第18条の2 航空自衛隊個人情報保護室又は空幕開示担当課は、開示請求に係る保有個人情報の開示不開示の検討を行うに当たり、空幕各課等、部隊等（編制単位群部隊及び編制単位部隊を含む。以下この条において同じ。）及び他機関等（他省庁等及び第三者を含む。以下この条において同じ。）に意見照会を実施する必要がある場合には、空幕各課等及び部隊等に対しては別紙様式第10により、他機関等に対しては別紙様式第11により、それぞれ当該保有個人情報の意見照会に関する協力を依頼するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室、空幕各課等及び部隊等は、前項の規定による意見照会に関する協力の依頼を受けた保有個人情報の開示不開示の検討結果について、航空自衛隊内に対しては別紙様式第12により、他機関等に対しては別紙様式第13により、それぞれ回答するものとする。

（開示不開示意見の上申）

第19条 航空自衛隊個人情報保護室は、第18条第3項に規定する通知を受けた場合には、審査基準に関する解釈及び同基準の事案への適用について審査した上で、訓令第20条第1項の規定に基づく上申に関する業務を実施するものとする。

2 前項の上申を行う場合は、訓令第24条に規定する通知に係る内容のほか、次に掲げる書類を付して行うものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の写しであって、不開示と判断した部分がある場合には、当該部分が明らかにされた書類

(2) その他必要な資料

3 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第20条第2項の規定により通知を受けた場合には、別紙様式第14により当該通知を空幕開示担当課に通知するものとする。

4 空幕開示担当課は、第18条第3項ただし書により、通知を行わなかった場合は、前3項に規定する業務を行うものとし、審査基準の適用等について航空自衛隊個人情報保護室が支援するものとする。また、訓令第24条に規定する通知に係る内容の写しを航空自衛隊個人情報保護室に提出するものとする。

5 航空幕僚長は、訓令第20条第2項の規定により受けた通知が第14条第2項の規定による上申に係るものである場合には、当該通知を部隊等の長に通知するとともに、その写しを当該部隊等の長の上級部隊等の長に送付するものとする。

（開示情報等の記録作成）

第20条 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第25条第1項の規定に基づき、航空自衛隊の開示請求に係る事案についての記録等を作成し、防衛省個人情報保護室に提出するとともに、当該記録等を適切に保存するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室及び空幕開示担当課は、訓令第25条第2項の規定に基づき、開示決定等された保有個人情報の写しを防衛省個人情報保護室に提出するとともに、

当該保有個人情報を適切に管理するものとする。ただし、訓令第25条第2項ただし書に係る場合には、航空自衛隊個人情報保護室は空幕開示担当課に当該保有個人情報の内容に係る文書等の作成を依頼するものとする。

(開示の実施に係る準備)

第21条 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から、訓令第26条に規定する開示の実施方法等申出書の写しの交付を受けた場合は、開示の実施に係る準備を行うものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室は、部隊等開示担当部課又は空幕開示担当課に対し、開示用文書の提出を求めることができる。

第4章 保有個人情報の訂正

(訂正請求の補正)

第21条の2 航空自衛隊個人情報保護室は、訂正請求書に記載されている内容に形式上の不備等があると認められる場合には、防衛省個人情報保護室に補正に関する依頼を行うものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から補正依頼の要請があった場合には、航空自衛隊における保有個人情報に関する訂正請求について、相当な期間を定めて訂正請求者に対し、補正を求めるものとする。

3 前項の規定により訂正請求者に補正を求めたにもかかわらず、応答がない場合には、航空自衛隊個人情報保護室は、速やかに防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

4 訂正請求者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の記載に不備があり訂正請求者と連絡がとれず補正の事務処理を行うことが困難であるときも前項と同様とする。

(保有個人情報の探索等)

第21条の3 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から訂正請求書の写しの交付を受けた場合には、航空自衛隊における保有個人情報の探索及び保護管理者の検索を実施するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室は、前項に規定する探索を実施するため保護管理者に対し、別紙様式第15により訂正請求書の写しを送付し、協力を求めるものとする。

3 航空自衛隊個人情報保護室は、訂正請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認するために、当該保有個人情報の写しの提出を保護管理者に求めるものとし、当該保護管理者は別紙様式第16によりこれを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報が「注意（人事）」文書に含まれ、取扱者を限定する必要がある場合又は秘密文書に含まれている場合には、保護管理者は、次条第1項の規定により事務の指定を予定する空幕訂正担当課に提出するものとする。

4 航空自衛隊個人情報保護室は、訂正請求に合致すると考えられる保有個人情報及び保護管理者を確認した場合には、別紙様式第17により防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。ただし、前項ただし書により事務の指定を予定する空幕訂正担当課に提出された保有個人情報については、当該空幕訂正担当課が確認を行い、防衛省個人情報保護室に通知するとともに、航空自衛隊個人情報保護室に連絡するものとする。

(事務の指定)

第21条の4 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から訂正請求の事案について事務の指定を受けた場合には、別紙様式第18により速やかに空幕訂正担当課を指定するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室は、前項による当該事務を行う空幕訂正担当課を指定後、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

(部隊等への通知)

第21条の5 航空幕僚長は、訂正請求に係る保有個人情報を保有する保護管理者が特定されたときは、当該保護管理者の所属する部隊等の長に対し、別紙様式第19によりその旨を通知するものとする。

(特定後の保有個人情報の提出)

第21条の6 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第32条の規定に基づき、防衛省個人情報保護室から保有個人情報の特定の通知を受けた場合には、訂正担当課室及び防衛省個人情報保護室に当該保有個人情報の写しを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報が「注意(人事)」文書に含まれ、取扱者を限定する必要がある場合には、空幕訂正担当課は航空自衛隊個人情報保護室の要請に応じ当該保有個人情報の写しを提出するものとする。

2 空幕訂正担当課は、保有個人情報が秘密文書に含まれ、訂正担当課室が明らかである場合には、空幕訂正担当課から訂正担当課室へ保有個人情報の写しを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報の写しを提出するに当たって、写しの作成が容易ではなく、業務に支障を生じさせずに提出することが可能な場合には、原本をもって写しに代えることができる。

(部隊等の訂正不訂正検討)

第22条 部隊等の長は、第21条の5に規定する通知に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の訂正不訂正について、検討を行うものとする。

2 部隊等の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正意見等に関する事務について、当該部隊等の長を補佐する部課等(以下「部隊等訂正担当部課」という。)を指定するものとする。

(他の行政機関への事案の移送)

第23条 部隊等訂正担当部課は、訂正請求に係る保有個人情報に訓令第33条第1項に規定する移送が必要と判断する場合には、速やかに空幕訂正担当課に必要とする理由を通知するものとする。

2 空幕訂正担当課は、訂正請求に係る保有個人情報に訓令第33条第1項に規定する移送が必要と判断する場合には、速やかに航空自衛隊個人情報保護室に必要とする理由を通知するものとする。

3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項の通知を受けた場合には、必要により、速やかに該当する訂正担当課室に通知するものとする。

(部隊等の長の訂正不訂正検討結果の上申)

第24条 部隊等の長は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正不訂正の検討結果を速やかに別紙様式第20に定める訂正請求に係る保有個人情報の訂正不訂正意見上申書により航空幕僚長（空幕訂正担当課の長気付）に上申するものとする。

2 部隊等の長は、前項の上申を行う場合には、当該部隊等の長の上級部隊等の長を経由するものとする。

3 部隊等の長は、第1項の規定にかかわらず、訂正請求に係る保有個人情報について、空幕訂正担当課が直接訂正不訂正の検討を行うことが適当であると判断するものについては上申を省略することができる。

(訂正請求に係る保有個人情報の送付)

第25条 部隊等の長は、前条第1項の規定により上申する場合には、訂正請求に係る保有個人情報の写しを添付し、不訂正と判断した部分を明らかにするものとする。

2 訂正請求に係る保有個人情報が秘密文書である場合には、当該保有個人情報の秘密に該当する部分を区分して除いた文書に前項の処置を施した文書を添付するものとする。

(訂正決定等期限の延長)

第26条 部隊等訂正担当部課は、法第94条第2項に規定する訂正決定等の期限の延長を行う必要があると判断した場合には、速やかに空幕訂正担当課に必要とする理由を通知するものとする。

2 空幕訂正担当課は、法第94条第2項に規定する訂正決定等の期限の延長を行う必要があると判断した場合には、速やかに航空自衛隊個人情報保護室に必要とする理由を通知するものとする。

3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項の通知により又は自らが法第94条第2項に規定する訂正決定等の期限の延長を行う必要があると認める場合には、速やかに該当する訂正担当課室に対し通知するものとする。

(訂正決定等期限の特例)

第27条 部隊等訂正担当部課は、法第95条に規定する訂正決定等の期限の特例を適用す

る必要があると判断した場合には、速やかに空幕訂正担当課に必要とする理由を通知するものとする。

- 2 空幕訂正担当課は、法第95条に規定する訂正決定等の期限の特例を適用する必要があると判断した場合には、速やかに航空自衛隊個人情報保護室に必要とする理由を通知するものとする。
- 3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項の通知により又は自らが法第95条に規定する訂正決定等の期限の特例を適用する必要があると認める場合には、速やかに該当する訂正担当課室に通知するものとする。

(空幕訂正担当課の訂正不訂正の検討)

第28条 空幕訂正担当課は、第21条の4第1項に規定する事務の指定に基づき訂正請求に係る保有個人情報について訂正不訂正の検討を行うものとする。

- 2 空幕訂正担当課は、前項の検討を行う場合には、航空自衛隊個人情報保護室、空幕各課等、訂正担当課室その他関係機関と必要な協議及び調整を行うものとする。
- 3 空幕訂正担当課は、第1項に規定する検討結果を別紙様式第21により速やかに航空自衛隊個人情報保護室に通知するものとする。ただし、当該保有個人情報が「注意(人事)」文書又は秘密文書に含まれ、空幕訂正担当課以外が取り扱うことが不適当であると判断した場合は通知しないものとする。
- 4 空幕訂正担当課は、前項の通知の際に、訂正請求に係る保有個人情報の写しを添付し、不訂正と判断した部分がある場合には、当該部分を明らかにするものとする。

(意見照会)

第28条の2 航空自衛隊個人情報保護室又は空幕訂正担当課は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正不訂正の検討を行うに当たり、空幕各課等、部隊等(編制単位群部隊及び編制単位部隊を含む。以下この条において同じ。)及び他機関等(他省庁等及び第三者を含む。以下この条において同じ。)に意見照会を実施する必要がある場合には、空幕各課等及び部隊等に対しては別紙様式第22により、他機関等に対しては別紙様式第23により、それぞれ当該保有個人情報の意見照会に関する協力を依頼するものとする。

- 2 航空自衛隊個人情報保護室、空幕各課等及び部隊等は、前項の規定による意見照会に関する協力の依頼を受けた保有個人情報の訂正不訂正の検討結果について、航空自衛隊内に対しては別紙様式第24により、他機関等に対しては別紙様式第25により、それぞれ回答するものとする。

(訂正不訂正意見の上申)

第29条 航空自衛隊個人情報保護室は、第28条第3項に規定する通知を受けた場合には、審査基準に関する解釈及び同基準の事案への適用について審査した上で、訓令第35条第1項の規定に基づく上申に関する業務を実施するものとする。

- 2 前項の上申を行う場合は、訓令第39条に規定する通知に係る内容のほか、次に掲げる書類を付して行うものとする。
- (1) 保有個人情報の写し
 - (2) 保有個人情報の提供先の有無と提供先
 - (3) その他必要な資料
- 3 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第35条第2項の規定により通知を受けた場合には、別紙様式第26により当該通知を空幕訂正担当課に通知するものとする。保護管理者は、当該通知に基づき保有個人情報の訂正に係る処置を行うものとする。
- 4 空幕訂正担当課は、第28条第3項ただし書により通知を行わなかった場合は、前3項に規定する業務を行うものとし、審査基準の適用等について航空自衛隊個人情報保護室が支援するものとする。また、訓令第39条に規定する通知に係る内容の写しを航空自衛隊個人情報保護室へ提出するものとする。
- 5 航空幕僚長は、訓令第35条第2項の規定により受けた通知が第24条第1項の規定による上申に係るものである場合には、当該通知を部隊等の長に通知するとともに、その写しを当該部隊等の長の上級部隊等の長に送付するものとする。

(訂正情報等の記録作成)

第30条 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第41条第1項の規定に基づき、航空自衛隊の訂正請求に係る事案についての記録等を作成し、防衛省個人情報保護室に提出するとともに、当該記録等を適切に管理するものとする。

- 2 航空自衛隊個人情報保護室及び空幕訂正担当課は、訓令第41条第2項の規定に基づき、訂正決定等された保有個人情報又は当該保有個人情報の訂正請求者に係る部分の写しを防衛省個人情報保護室に提出するとともに、当該保有個人情報を適切に管理するものとする。ただし、訓令第41条第2項ただし書に係る場合には、航空自衛隊個人情報保護室は空幕訂正担当課に当該保有個人情報の内容に係る文書等の作成を依頼するものとする。

第5章 保有個人情報の利用停止

(利用停止請求の補正)

第30条の2 航空自衛隊個人情報保護室は、利用停止請求書に記載されている内容に形式上の不備等があると認められる場合には、防衛省個人情報保護室に補正に関する依頼を行うものとする。

- 2 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から補正依頼の要請があった場合には、航空自衛隊における保有個人情報に関する利用停止請求について、相当な期間を定めて利用停止請求者に対し、補正を求めるものとする。
- 3 前項の規定により利用停止請求者に補正を求めたにもかかわらず、応答がない場合には、航空自衛隊個人情報保護室は、速やかに防衛省個人情報保護室にその旨を通知するも

のとする。

- 4 利用停止請求者の氏名若しくは名称又は住所若しくは居所の記載に不備があり利用停止請求者と連絡がとれず補正の事務処理を行うことが困難であるときも前項と同様とする。

(保有個人情報の探索等)

第30条の3 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から利用停止請求書の写しの交付を受けた場合には、航空自衛隊における保有個人情報の探索及び保護管理者の検索を実施するものとする。

- 2 航空自衛隊個人情報保護室は、前項に規定する探索を実施するため保護管理者に対し、別紙様式第27により利用停止請求書の写しを送付し、協力を求めるものとする。
- 3 航空自衛隊個人情報保護室は、利用停止請求に合致すると考えられる保有個人情報を確認するために、当該保有個人情報の写しの提出を保護管理者に求めるものとし、当該保護管理者は別紙様式第28によりこれを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報が「注意（人事）」文書に含まれ、取扱者を限定する必要がある場合又は秘密文書に含まれている場合には、保護管理者は、次条第1項の規定により事務の指定を予定する空幕利用停止担当課に提出するものとする。

- 4 航空自衛隊個人情報保護室は、利用停止請求に合致すると考えられる保有個人情報及び保護管理者を確認した場合には、別紙様式第29により防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。ただし、前項ただし書により事務の指定を予定する空幕利用停止担当課に提出された保有個人情報については、当該空幕利用停止担当課が確認を行い、防衛省個人情報保護室に通知するとともに、航空自衛隊個人情報保護室に連絡するものとする。

(事務の指定)

第30条の4 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から利用停止請求の事案について事務の指定を受けた場合には、別紙様式第30により速やかに空幕利用停止担当課を指定するものとする。

- 2 航空自衛隊個人情報保護室は、前項による当該事務を行う空幕利用停止担当課を指定後、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

(部隊等への通知)

第30条の5 航空幕僚長は、利用停止請求に係る保有個人情報を保有する保護管理者が特定されたときは、当該保護管理者の所属する部隊等の長に対し、別紙様式第31によりその旨を通知するものとする。

(特定後の保有個人情報の提出)

第30条の6 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第46条の規定に基づき、防衛省個人情報保護室から保有個人情報の特定の通知を受けた場合には、利用停止担当課及び防衛省

個人情報保護室に当該保有個人情報の写しを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報「注意（人事）」文書に含まれ、取扱者を限定する必要がある場合には、空幕利用停止担当課は航空自衛隊個人情報保護室の要請に応じ当該保有個人情報の写しを提出するものとする。

- 2 空幕利用停止担当課は、保有個人情報「秘密文書」に含まれ、利用停止担当課室が明らかである場合には、空幕利用停止担当課から利用停止担当課室へ保有個人情報の写しを提出するものとする。ただし、当該保有個人情報の写しを提出するに当たって、写しの作成が容易ではなく、業務に支障を生じさせずに提出することが可能な場合には、原本をもって写しに代えることができる。

（部隊等の利用停止不停止検討）

第31条 部隊等の長は、第30条の5に規定する通知に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止不停止について、検討を行うものとする。

- 2 部隊等の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止意見等に関する事務について、当該部隊等の長を補佐する部課等（以下「部隊等利用停止担当部課」という。）を指定するものとする。

（部隊等の長の利用停止不停止検討結果の上申）

第32条 部隊等の長は、利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止不停止の検討結果を速やかに別紙様式第32に定める利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止不停止意見上申書により航空幕僚長（空幕利用停止担当課の長気付）に上申する。

- 2 部隊等の長は、前項の上申を行う場合には、当該部隊等の長の上級部隊等の長を経由するものとする。
- 3 部隊等の長は、第1項の規定にかかわらず、利用停止請求に係る保有個人情報について、空幕利用停止担当課が直接利用停止不停止の検討を行うことが適当であると判断するものについては、上申を省略することができる。

（利用停止請求に係る保有個人情報の送付）

第33条 部隊等の長は、前条第1項の規定により上申する場合には、利用停止請求に係る保有個人情報の写しに利用不停止と判断した部分を明らかにするものとする。

- 2 利用停止請求に係る保有個人情報「秘密文書」である場合には、当該保有個人情報の秘密に該当する部分を区分して除いた文書に前項の処置を施した文書を添付する。

（利用停止決定等期限の延長）

第34条 部隊等利用停止担当部課は、法第102条第2項に規定する利用停止決定等の期限の延長を行う必要があると判断した場合には、速やかに空幕利用停止担当課に必要とする理由を通知するものとする。

- 2 空幕利用停止担当課は、法第102条第2項に規定する利用停止決定等の期限の延長を

行う必要があると判断した場合には、速やかに航空自衛隊個人情報保護室に必要とする理由を通知するものとする。

- 3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項の通知により又は自らが法第102条第2項に規定する利用停止決定等の期限の延長を行う必要があると認める場合には、速やかに該当する利用停止担当課室に対し通知するものとする。

(利用停止決定等期限の特例)

第35条 部隊等利用停止担当部課は、法第103条に規定する利用停止決定等の期限の特例を適用する必要があると判断した場合には、速やかに空幕利用停止担当課に必要とする理由を通知するものとする。

- 2 空幕利用停止担当課は、法第103条に規定する利用停止決定等の期限の特例を適用する必要があると判断した場合には、速やかに航空自衛隊個人情報保護室に必要とする理由を通知するものとする。
- 3 航空自衛隊個人情報保護室は、前項の通知により又は自らが法第103条に規定する利用停止決定等の期限の特例を適用する必要があると認める場合には、該当する利用停止担当課室に通知するものとする。

(空幕利用停止担当課の利用停止不停止検討)

第36条 空幕利用停止担当課は、第30条の4第1項に規定する事務の指定に基づき利用停止請求に係る保有個人情報について利用停止不停止の検討を行うものとする。

- 2 空幕利用停止担当課は、前項の検討を行う場合には、航空自衛隊個人情報保護室、空幕各課等、利用停止担当課室その他関係機関と必要な協議及び調整を行うものとする。
- 3 空幕利用停止担当課は、第1項に規定する検討結果を別紙様式第33により速やかに航空自衛隊個人情報保護室に通知するものとする。ただし、当該保有個人情報が「注意(人事)」文書又は秘密文書に含まれ、空幕利用停止担当課以外が取り扱うことが不適當であると判断される場合は、通知しないものとする。
- 4 空幕利用停止担当課は、前項の通知の際に、利用停止請求に係る保有個人情報の写しを添付し、利用不停止と判断した部分がある場合には、当該部分を明らかにするものとする。

(意見照会)

第36条の2 航空自衛隊個人情報保護室又は空幕利用停止担当課は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止不停止の検討を行うに当たり、空幕各課等、部隊等(編制単位群部隊及び編制単位部隊を含む。以下この条において同じ。)及び他機関等(他省庁等及び第三者を含む。以下この条において同じ。)に意見照会を実施する必要がある場合には、空幕各課等及び部隊等に対しては別紙様式第34により、他機関等に対しては別紙様式第35により、それぞれ当該保有個人情報の意見照会に関する協力を依頼するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室、空幕各課等及び部隊等は、前項の規定による意見照会に関する協力の依頼を受けた保有個人情報の利用停止不停止の検討結果について、航空自衛隊内に対しては別紙様式第36により、他機関等に対しては別紙様式第37により、それぞれ回答するものとする。

(利用停止不停止意見の上申)

第37条 航空自衛隊個人情報保護室は、第36条第3項に規定する通知を受けた場合には、審査基準に関する解釈及び同基準の事案への適用について審査した上で、訓令第47条第1項の規定に基づく上申に関する業務を実施するものとする。

2 前項の上申を行う場合は、訓令第51条に規定する通知に係る内容のほか、次に掲げる書類を付して行うものとする。

- (1) 保有個人情報の写し
- (2) 保有個人情報の提供先の有無及び提供先
- (3) その他必要な資料

3 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第47条第2項の規定により通知を受けた場合には、別紙様式第38により当該通知を空幕利用停止担当課に通知するものとする。保護管理者は、当該通知に基づき保有個人情報の利用停止に係る処置を行うものとする。

4 空幕利用停止担当課は、第36条第3項ただし書により通知を行わなかった場合には、前3項に規定する業務を行うものとし、審査基準の適用等については航空自衛隊個人情報保護室が支援するものとする。また、訓令第51条に規定する通知に係る内容の写しを航空自衛隊個人情報保護室に提出するものとする。

5 航空幕僚長は、訓令第47条第2項の規定により受けた通知が第32条第1項の規定による上申に係るものである場合には、当該通知を部隊等の長に通知するとともに、その写しを当該部隊等の長の上級部隊等の長に送付するものとする。

(利用停止情報等の記録作成)

第38条 航空自衛隊個人情報保護室は、訓令第52条第1項の規定に基づき、航空自衛隊の利用停止請求に係る事案についての記録等を作成し、防衛省個人情報保護室に提出するとともに、当該記録等を適切に保存するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室及び空幕利用停止担当課は、訓令第52条第2項の規定に基づき、利用停止決定等された保有個人情報又は当該保有個人情報の利用停止請求者に係る部分の写しを防衛省個人情報保護室に提出するとともに、当該保有個人情報を適切に管理するものとする。ただし、訓令第52条第2項ただし書に係る場合には、航空自衛隊個人情報保護室は空幕利用停止担当課に当該保有個人情報の内容に係る文書等の作成を依頼するものとする。

第5章の2 行政機関等匿名加工情報の提供

(提案の説明の求め等)

第38条の2 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から提案書の写しを交付された場合において、提案をした者に対し説明又は訂正を求める必要があると認める場合には、口頭又は適宜の様式で、防衛省個人情報保護室に提案をした者に対する説明又は訂正の求めを依頼するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から要請があった場合には、航空自衛隊における行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案について、直接提案者に提案の内容を確認するものとする。

(事務の指定)

第38条の3 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から行政機関等匿名加工情報の提供について事務の指定を受けた場合には、速やかに空幕提供担当課を指定するものとする。

2 航空自衛隊個人情報保護室は、前項による当該事務を行う空幕提供担当課を指定後、防衛省個人情報保護室にその旨を通知するものとする。

(個人情報ファイルの提出)

第38条の4 航空自衛隊個人情報保護室は、防衛省個人情報保護室から行政機関等匿名加工情報の提供についての事務の指定の通知を受けた場合には、提供担当課室及び防衛省個人情報保護室に当該個人情報ファイルの写しを提出するものとする。ただし、当該個人情報ファイルが「注意(人事)」文書に含まれ、取扱者を限定する必要がある場合には、空幕提供担当課は航空自衛隊個人情報保護室の要請に応じ当該個人情報ファイルの写しを提出するものとする。

2 空幕提供担当課は、個人情報ファイルが秘密文書に含まれ、提供担当課室が明らかである場合には、空幕提供担当課から提供担当課室へ個人情報ファイルの写しを提出するものとする。

(委任規定)

第39条 この達に定めるもののほか、この達の実施について必要な事項は、部隊等の長が定めることができる。

附 則

1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

(航空自衛隊の情報公開に関する達の一部改正)

2 航空自衛隊の情報公開に関する達(平成13年航空自衛隊達第15号)の一部を次のように改正する。

この達中「空幕情報公開室」を「空幕情報公開・個人情報保護室」に改める。

第2条第2号中「情報公開室」を「情報公開・個人情報保護室」に改める。

附 則(平成18年3月24日 航空自衛隊達第14号) (抄)

1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号）（抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月31日 航空自衛隊達第38号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日 航空自衛隊達第36号）

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則（平成23年8月15日 航空自衛隊達第32号）（抄）

- 1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月9日 航空自衛隊達第32号）

この達は、平成24年4月9日から施行する。

附 則（平成28年11月28日 航空自衛隊達第55号）

この達は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日 航空自衛隊達第24号）

この達は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年5月28日 航空自衛隊達第13号）

この達は、平成30年6月11日から施行する。

附 則（平成31年4月1日 航空自衛隊達第21号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日 航空自衛隊達第23号）

この達は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和3年2月17日 航空自衛隊達第4号）

この達は、令和3年2月17日から施行する。

附 則（令和4年3月31日 航空自衛隊達第37号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第1（第10条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

保護管理者 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報の探索について（依頼）

下記の保有個人情報開示請求に係る保有個人情報の探索を実施し、探索結果を通知されたい。また、確認された場合には、当該保有個人情報の写しを提出されたい。

記

- 1 保有個人情報開示請求受付番号
- 2 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 3 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、保有個人情報の探索結果と併せて通知されたい。

注：送付する開示請求書の写しは、開示請求者の個人情報の一部を除いたものであるので承知されたい。

添付書類：保有個人情報開示請求書（受付番号）
連絡先（担当者）：

別紙様式第2（第10条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長 殿

保護管理者

保有個人情報の探索結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 保有個人情報開示請求受付番号
- 2 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名、発簡番号、発簡年月日、秘等区分、電磁的記録の有無及びつづり枚数
- 3 保護管理者の組織名
- 4 写しの送付に要する期間及び送付要領
- 5 担当者の階級又は官名及び氏名

添付書類：
連絡先（担当者）：

別紙様式第3（第10条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

大臣官房文書課
公文書監理室長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報の探索結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 保有個人情報開示請求受付番号
- 2 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 3 請求に合致すると考えられる保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 4 保護管理者（部隊等開示担当部課）
- 5 事務の指定を予定する空幕各課等
- 6 開示決定等の期限の延長等の希望

添付書類：

連絡先（担当者）：

別紙様式第4（第10条の4関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

空幕開示担当課の長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報開示請求（受付番号）に係る事務の指定について（通知）

下記の保有個人情報に係る事務の指定がなされたので、空幕開示担当課として開示意見等に関する事務を実施されたい。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 通知期限（基準）
- 3 開示担当課室（内部部局）
- 4 開示決定等の期限
- 5 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、開示不開示の検討結果と併せて通知されたい。

添付書類：保有個人情報開示請求書（受付番号）

別紙様式第5（第10条の5関係）

発簡番号

発簡年月日

部隊等の長 殿

（〇〇〇〇気付）

航空幕僚長 印

保有個人情報開示請求（受付番号）に係る保有個人情報の特定について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示不開示の検討を行う部隊等保護管理者（部隊等開示担当部課）
- 3 開示意見等に関する事務を行う空幕開示担当課の長
- 4 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、開示不開示の検討結果と併せて通知されたい。

添付書類：保有個人情報開示請求書（受付番号）

配布区分：

別紙様式第6（第14条関係）

発簡番号

発簡年月日

航空幕僚長 殿

（空幕開示担当課の長気付）

部隊等の長 印

開示請求対象保有個人情報不存在報告（01-U98-AR（D））

標記について、下記のとおり報告する。

記

保有個人情報開示請求（受付番号）の件については、〇〇隊では、不存在である。

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 不存在とする理由
- 3 部隊等開示担当部課

添付書類：

配布区分：

別紙様式第7（第14条関係）

発簡番号

発簡年月日

航空幕僚長 殿

（空幕開示担当課の長気付）

部隊等の長 印

保有個人情報開示請求に係る保有個人情報の開示不開示意見上申書

標記について、保有個人情報開示請求（受付番号）に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称等
- 2 開示不開示の別
- 3 不開示とする部分及びその理由
- 4 保有個人情報の利用目的
- 5 部隊等開示担当部課

添付書類：

配布区分：

別紙様式第8（第18条関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長 殿

空幕開示担当課の長

保有個人情報開示請求（受付番号）に係る開示不開示の検討結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示不開示の別
- 3 不開示とする部分及びその理由
- 4 保有個人情報の利用目的
- 5 担当者の階級又は官名及び氏名

添付書類：開示対象保有個人情報

別紙様式第9（第18条関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長 殿

空幕開示担当課の長

開示請求対象保有個人情報の不存在について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

保有個人情報開示請求（受付番号）の件については、〇〇課では不存在である。

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 不存在とする理由
- 3 担当者の階級又は官名及び氏名

別紙様式第10（第18条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報開示請求（受付番号）に係る意見照会について（依頼）

標記について、下記のとおり検討されたく依頼する。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 検討内容
- 3 回答期限（基準）
- 4 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、開示不開示の検討結果と併せて通知されたい。

関連文書：

添付書類：1 保有個人情報開示請求書（受付番号）

2 開示対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第11 (第18条の2関係)

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報開示請求(受付番号)に係る意見照会について(依頼)

標記について、下記のとおり意見を伺いたく依頼します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 依頼内容
- 3 回答希望日

添付書類：1 保有個人情報開示請求書(受付番号)
2 開示対象保有個人情報
連絡先(担当者)：

別紙様式第12（第18条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報開示請求（受付番号）に係る意見照会について（回答）

標記について、下記のとおり回答する。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示不開示の別
- 3 不開示とする部分及びその理由
- 4 担当者等

関連文書：

添付書類：開示対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第13（第18条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報開示請求（受付番号）に係る意見照会について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示不開示に関する意見

関連文書：

添付書類：開示対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第14（第19条関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

空幕開示担当課の長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報開示請求（受付番号）に係る開示決定等について（通知）

標記について、添付書類1のとおり決定されたので通知する。

添付書類：1 防官○第○○号（○○. ○○. ○○）
2 空幕総第○○号（○○. ○○. ○○）（別添を除く。）

別紙様式第15（第21条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

保護管理者 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報の探索について（依頼）

下記の保有個人情報訂正請求に係る保有個人情報の探索を実施し、探索結果を通知されたい。また、当該保有個人情報の写しを提出されたい。

記

- 1 保有個人情報訂正請求受付番号
- 2 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等
- 3 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、保有個人情報の探索結果と併せて通知されたい。

注：送付する訂正請求書の写しは、訂正請求者の個人情報の一部を除いたものであるので承知されたい。

添付書類：保有個人情報訂正請求書（受付番号）
連絡先（担当者）：

別紙様式第16（第21条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長 殿

保護管理者

保有個人情報の探索結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 保有個人情報訂正請求受付番号
- 2 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名、発簡番号、発簡年月日、秘等区分、電磁的記録の有無及びつづり枚数
- 3 保護管理者の組織名
- 4 写しの送付に要する期間及び送付要領
- 5 担当者の階級又は官名及び氏名

添付書類：

連絡先（担当者）：

別紙様式第17（第21条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

大臣官房文書課
公文書監理室長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報の探索結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 保有個人情報訂正請求受付番号
- 2 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等
- 3 保護管理者（部隊等訂正担当部課）
- 4 事務の指定を予定する空幕各課等
- 5 訂正決定等の期限の延長等の希望

添付書類：
連絡先（担当者）：

別紙様式第18（第21条の4関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

空幕訂正担当課の長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報訂正請求（受付番号）に係る事務の指定について（通知）

下記の保有個人情報に係る事務の指定がなされたので、空幕訂正担当課として訂正意見等に関する事務を実施されたい。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 通知期限（基準）
- 3 訂正担当課室（内部部局）
- 4 訂正決定等の期限
- 5 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、訂正不訂正の検討結果と併せて通知されたい。

添付書類：保有個人情報訂正請求書（受付番号）

別紙様式第19（第21条の5関係）

発簡番号

発簡年月日

部隊等の長 殿
（〇〇〇〇気付）

航空幕僚長 印

保有個人情報訂正請求（受付番号）に係る保有個人情報の特定について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 訂正不訂正の検討を行う部隊等保護管理者（部隊等訂正担当部課）
- 3 訂正意見等に関する事務を行う空幕訂正担当課の長
- 4 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、訂正不訂正の検討結果と併せて通知されたい。

添付書類：保有個人情報訂正請求書（受付番号）

配布区分：

別紙様式第20（第24条関係）

発簡番号

発簡年月日

航空幕僚長 殿
（空幕訂正担当課の長気付）

部隊等の長 印

保有個人情報訂正請求に係る保有個人情報の訂正不訂正意見上申書

標記について、保有個人情報訂正請求（受付番号）に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等（訂正請求書に記載のとおり。）
- 2 訂正不訂正の別
- 3 訂正又は不訂正とする部分及びその理由
- 4 保有個人情報の提供先の有無及び提供先
- 5 部隊等訂正担当部課

添付書類：

配布区分：

別紙様式第21（第28条関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長 殿

空幕訂正担当課の長

保有個人情報訂正請求（受付番号）に係る訂正不訂正の検討結果について
（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 訂正不訂正の別
- 3 訂正又は不訂正とする部分及びその理由
- 4 保有個人情報の提供先の有無及び提供先
- 5 担当者の階級又は官名及び氏名

添付書類：訂正対象保有個人情報

別紙様式第22（第28条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報訂正請求（受付番号）に係る意見照会について（依頼）

標記について、下記のとおり検討されたく依頼する。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 検討内容
- 3 回答期限（基準）
- 4 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、訂正不訂正の検討結果と併せて通知されたい。

関連文書：

- 添付書類：1 保有個人情報訂正請求書（受付番号）
2 訂正対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第23（第28条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報訂正請求（受付番号）に係る意見照会について（依頼）

標記について、下記のとおり意見を伺いたく依頼します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 依頼内容
- 3 回答希望日

添付書類：1 保有個人情報訂正請求書（受付番号）

2 訂正対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第24（第28条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報訂正請求（受付番号）に係る意見照会について（回答）

標記について、下記のとおり回答する。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 訂正不訂正の別
- 3 訂正又は不訂正とする部分及びその理由
- 4 担当者等

関連文書：

添付書類：訂正対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第25（第28条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報訂正請求（受付番号）に係る意見照会について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 訂正不訂正に関する意見

関連文書：
添付書類：訂正対象保有個人情報
連絡先（担当者）：

別紙様式第26（第29条関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

空幕訂正担当課の長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報訂正請求（受付番号）に係る訂正決定等について（通知）

標記について、添付書類1のとおり決定されたので通知する。

添付書類：1 防官○第○○号（○○．○○．○○）
2 空幕総第○○号（○○．○○．○○）（別添を除く。）

別紙様式第27（第30条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

保護管理者 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報の探索について（依頼）

下記の保有個人情報利用停止請求に係る保有個人情報の探索を実施し、探索結果を通知されたい。また、確認された場合には、当該保有個人情報の写しを提出されたい。

記

- 1 保有個人情報利用停止請求受付番号
- 2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等
- 3 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、保有個人情報の探索結果と併せて通知されたい。

注：送付する利用停止請求書の写しは、利用停止請求者の個人情報の一部を除いたものである
るので承知されたい。

添付書類：保有個人情報利用停止請求書（受付番号）
連絡先（担当者）：

別紙様式第28（第30条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長 殿

保護管理者

保有個人情報の探索結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 保有個人情報利用停止請求受付番号
- 2 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の件名、発簡番号、発簡年月日、秘等区分、電磁的記録の有無及びつづり枚数
- 3 保護管理者の組織名
- 4 写しの送付に要する期間及び送付要領
- 5 担当者の階級又は官名及び氏名

添付書類：

連絡先（担当者）：

別紙様式第29（第30条の3関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

大臣官房文書課
公文書監理室長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報の探索結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 保有個人情報利用停止請求受付番号
- 2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等
- 3 保護管理者（部隊等利用停止担当部課）
- 4 事務の指定を予定する空幕各課等
- 5 利用停止決定等の期限の延長等の希望

添付書類：
連絡先（担当者）：

別紙様式第30（第30条の4関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

空幕利用停止担当課の長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報利用停止請求（受付番号）に係る事務の指定について（通知）

下記の保有個人情報に係る事務の指定がなされたので、空幕利用停止担当課として利用停止意見等に関する事務を実施されたい。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 通知期限（基準）
- 3 利用停止担当課室（内部部局）
- 4 利用停止決定等の期限
- 5 担当者等

本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、利用停止不停止の検討結果と併せて通知されたい。

添付書類：保有個人情報利用停止請求書（受付番号）

別紙様式第31（第30条の5関係）

発簡番号

発簡年月日

部隊等の長 殿
（〇〇〇〇気付）

航空幕僚長 印

保有個人情報利用停止請求（受付番号）に係る保有個人情報の特定について
（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 利用停止不停止の検討を行う部隊等保護管理者（部隊等利用停止担当部課）
- 3 利用停止意見等に関する事務を行う空幕利用停止担当課の長
- 4 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、利用停止不停止の検討結果と併せて通知されたい。

添付書類：保有個人情報利用停止請求書（受付番号）

配布区分：

別紙様式第32（第32条関係）

発簡番号

発簡年月日

航空幕僚長 殿

（空幕利用停止担当課の長気付）

部隊等の長 印

保有個人情報利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止不停止意見上申書

標記について、保有個人情報利用停止請求（受付番号）に基づき、下記のとおり上申する。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等（利用停止請求書に記載のとおり。）
- 2 利用停止不停止の別
- 3 不停止とする部分及びその理由
- 4 保有個人情報の提供先の有無及び提供先
- 5 部隊等利用停止担当部課

添付書類：

配布区分：

別紙様式第33（第36条関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長 殿

空幕利用停止担当課の長

保有個人情報利用停止請求（受付番号）に係る利用停止不停止の検討結果について（通知）

標記について、下記のとおり通知する。

記

- 1 保有個人情報の名称等
- 2 利用停止不停止の別
- 3 不停止とする部分及びその理由
- 4 保有個人情報の提供先の有無及び提供先
- 5 担当者の階級又は官名及び氏名

添付書類：利用停止対象保有個人情報

別紙様式第34（第36条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報利用停止請求（受付番号）に係る意見照会について（依頼）

標記について、下記のとおり検討されたく依頼する。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 検討内容
- 3 回答期限（基準）
- 4 担当者等
本請求に係る事務を担当する者の階級又は官名及び氏名を、利用停止不停止の検討結果と併せて通知されたい。

関連文書：

添付書類：1 保有個人情報利用停止請求書（受付番号）
2 利用停止対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第35（第36条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報利用停止請求（受付番号）に係る意見照会について（依頼）

標記について、下記のとおり意見を伺いたく依頼します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 依頼内容
- 3 回答希望日

添付書類：1 保有個人情報利用停止請求書（受付番号）

2 利用停止対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第36（第36条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報利用停止請求（受付番号）に係る意見照会について（回答）

標記について、下記のとおり回答する。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 利用停止不停止の別
- 3 不停止とする部分及びその理由
- 4 担当者等

関連文書：

添付書類：利用停止対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第37（第36条の2関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

〇〇〇〇〇 殿

発簡者

保有個人情報利用停止請求（受付番号）に係る意見照会について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 利用停止不停止に関する意見

関連文書：

添付書類：利用停止対象保有個人情報

連絡先（担当者）：

別紙様式第38（第37条関係）

空自個人情報
開示処理等連絡
発簡年月日

空幕利用停止担当課の長 殿

航空幕僚監部総務部総務課
情報公開・個人情報保護室長

保有個人情報利用停止請求（受付番号）に係る利用停止決定等について（通知）

標記について、添付書類1のとおり決定されたので通知する。

添付書類：1 防官○第○○号（○○．○○．○○）
2 空幕総第○○号（○○．○○．○○）（別添を除く。）